

時事ドットコムニュース > 社会 > 医師のカルテ改ざん認定 東京女子医大に960万円の賠償命令—

Twitter Facebook B! コメント 小 中 大

医師のカルテ改ざん認定 東京女子医大に960万円の賠償命令—東京地裁

2021年04月30日19時45分



医師のカルテ改ざんを認定した東京地裁判決後に記者会見する原告の坪井昇さん（中央） = 30日午後、東京都千代田区

東京女子医科大・東医療センター（東京都荒川区）で白内障手術を受けた後に左目を失明した坪井昇さん（88）が、医師が事前説明を怠りカルテも改ざんしたとして、約2880万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が30日、東京地裁であった。桃崎剛裁判長は改ざんを認め、説明義務違反もあったなどとして同大に約960万円の支払いを命じた。

[麻酔科医2人を在宅起訴 業過致死罪で東京地裁—東京女子医大2歳児死亡](#)

賠償額のうち、100万円は改ざんによる慰謝料。坪井さんの代理人弁護士によると、カルテの改ざんを認めて慰謝料の支払いを命じる判決は異例という。

判決によると、坪井さんは2004年に左目の白内障が確認され、13年11月と12月、同センターの担当医が手術したが視力は回復せず、失明した。

桃崎裁判長は、13年11月の手術での出血が原因で眼圧が上昇し、失明に至ったと指摘。担当医が作成したカルテには、もともと手術が難しい症状があり、その説明もしたとする記述があったが、手術記録と整合せず「カルテの改ざんに該当する」と判断した。また、眼圧の数値も実際より低く改ざんしたと認定した。

さらに、手術せずに経過観察する選択をしても急激な視力低下や失明が生じないことを説明する義務を果たさなかったとし、「説明義務違反と失明の間には因果関係が認められる」と結論付けた。

判決言い渡し後、記者会見した坪井さんは「言い分を聞いてもらい、非常にうれしい。目が見えなくなるのは悲劇だ」と語った。

東京女子医科大広報室は「カルテへの虚偽記載があったとの判断は謙虚に受け止め、学内への指導を徹底する」とコメントした。

社会 新型コロナ最新情報 元法相夫妻事件 I R汚職

関連記事

✓ 新型コロナウイルス最新情報

感染者+5,914人 総計 588,327人 ※4月29日現在、クルーズ船客ら除く

フォーカス

Grid of 12 news thumbnails with titles: 丸川氏に医療で反論, 「失敗」の証言も, 警視庁がぶつかった壁, ドンファン元妻逮捕, 3年ぶり勝利投手に, 聖火リレー初の感染例, 脳科学からモテる会話, 3隻就役中国海軍, 菊池俊輔さん死去, マクラーレンの新HV, 「目をそらすな」, 日本ハム西川ら感染